

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 [略]

1-1-2

(1) ~ (4) [略]

(5) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。

(6) ~ (38) [略]

1-1-3 ~ 1-1-4 [略]

1-1-5 施工計画書

1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日(週休二日の導入)
- (16) その他

2・3 [略]

1-1-6 ~ 1-1-21 [略]

1-1-22 建設副産物

1 ~ 4 [略]

5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

6 [略]

7 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

8 ~ 10 [略]

1-1-23 ~ 1-1-27 [略]

1-1-28 工事完成検査

1 受注者は、契約書第32条第1項の完成通知書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) ~ (4) [略]

2 [略]

3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 週休二日の履行状況

4・5 [略]

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 [略]

1-1-2

(1) ~ (4) [略]

(5) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(6) ~ (38) [略]

1-1-3 ~ 1-1-4 [略]

1-1-5 施工計画書

1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 主要機械
 - (5) 主要資材
 - (6) 施工方法
 - (7) 施工管理計画
 - (8) 緊急時の体制及び対応
 - (9) 交通管理
 - (10) 安全管理
 - (11) 仮設備計画
 - (12) 環境対策
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法
 - (14) その他
- [新設]

2・3 [略]

1-1-6 ~ 1-1-21 [略]

1-1-22 建設副産物

1 ~ 4 [略]

5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6 [略]

7 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

8 ~ 10 [略]

1-1-23 ~ 1-1-27 [略]

1-1-28 工事完成検査

1 受注者は、契約書第32条第1項の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) ~ (4) [略]

2 [略]

3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)・(2) [略]

[新設]

4・5 [略]

R6.4土木部改定1-1-1-2

R6.4土木部1-1-1-4

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知

改正後

○ 農業土木工事共通仕様書（令和6年10月1日付け）新旧対照表

現行

出典

1-1-29 既済部分検査

1・2 [略]

3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(3) 週休二日の履行状況

4・5 [略]

1-1-30 ~ 1-1-33 [略]

1-1-34 工事中の安全管理

1 ~ 8 [略]

9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工期、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。

なお、標示板については、本章1-1-39 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

10 ~ 19 [略]

1-1-35 ~ 1-1-38 [略]

1-1-39 環境対策

1 ~ 3 [略]

4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物

(1) 受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に配慮しつつ、〔国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう〕の使用を積極的に推進するものとする。

(2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「グリーン購入法第6条の規程に基づく「鹿児島県環境物品等調達基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。

(3) 工事に使用する木材は、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法という。）に基づき策定される「鹿児島県環境物品等調達方針」において、環境物品等調達推進品目として定められている間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性が証明された木材を使用するものとする。

(4) [略]

5・6 [略]

7 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

1-1-40 [略]

1-1-41 交通安全管理

1 ~ 4 [略]

5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、場所等の案内標識、工事中の標識等の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

なお、標識については、合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

6 ~ 9 [略]

1-1-29 既済部分検査

1・2 [略]

[新設]

3・4 [略]

1-1-30 ~ 1-1-33 [略]

1-1-34 工事中の安全管理

1 ~ 8 [略]

9

受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を標示する標示板を設置しなければならない。

10 ~ 19 [略]

1-1-35 ~ 1-1-38 [略]

1-1-39 環境対策

1 ~ 3 [略]

4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物

(1) 受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に配慮しつつ、〔国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

(2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。

[新設]

(3) [略]

5・6 [略]

[新設]

1-1-40 [略]

1-1-41 交通安全管理

1 ~ 4 [略]

5

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

6 ~ 9 [略]

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知
土木部1-1-1-32

R6.03.22農水省通知
土木部1-1-1-32

R6.03.22農水省通知
土木部2-2-4-1

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知

改正後

○ 農業土木工事共通仕様書（令和6年10月1日付け）新旧対照表 現行

出典

10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可 または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。
また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 車両の一般的制限値 [略]

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

11 [略]

1-1-42 諸法令、諸法規の遵守

受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。

なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令（1）～（71）[略]

(72) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

1-1-43 ～ 1-1-51 [略]

1-1-52 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

1-1-53 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第2章 材料

第1節 一般事項

2-1-1 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に示されていない仮設材料については除くものとする。また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「鹿児島県環境物品等調達基本方針」に定める特定調達品目の優先使用について、監督職員と協議するものとする。

2-1-2 ～ 2-1-4 [略]

第2節 ～ 第12節 [略]

第3章 施工共通事項

第1節 ～ 第2節 [略]

第3節 土工

3-3-1 [略]

3-3-2 掘削工

1 一般事項

(1) ～ (4) [略]

(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。

2・3 [略]

3-3-3 ～ 3-3-8 [略]

第4節 ～ 第21節 [略]

第2編 工事別編 [略]

10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 車両の一般的制限値 [略]

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

11 [略]

1-1-42 諸法令、諸法規の遵守

受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。

なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令（1）～（71）[略]

[新設]

1-1-43 ～ 1-1-51 [略]

[新設]

[新設]

第2章 材料

第1節 一般事項

2-1-1 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に示されていない仮設材料については除くものとする。また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の優先使用について、監督職員と協議するものとする。

2-1-2 ～ 2-1-4 [略]

第2節 ～ 第12節 [略]

第3章 施工共通事項

第1節 ～ 第2節 [略]

第3節 土工

3-3-1 [略]

3-3-2 掘削工

1 一般事項

(1) ～ (4) [略]

(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。

2・3 [略]

3-3-3 ～ 3-3-8 [略]

第4節 ～ 第21節 [略]

第2編 工事別編 [略]

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知

R6.03.22農水省通知
土木部1-1-26

R6.03.22農水省通知

土木部1-1-1-32

R6.03.22農水省通知

第3編 その他

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 ~ 1-1-11 [略]

1-1-12 監理技術者等の途中交代

1 監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代が認められる一般的な条件は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などである。

【例】 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

・一つの契約工期が多年に及ぶ場合

・工程上一定の区切りと認められる時点以降

※工程上一定の区切りと認められる時点について

監理技術者等を途中交代できる「工程上一定の区切りと認められる時点」は、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の配置技術者の途中交代が可能な期間とする。

なお、交代後の監理技術者等に必要な能力は、当該工事が一般競争入札であった場合は、入札参加資格としている配置予定技術者の資格要件を満足する者であること。

2 上記1のいずれの場合であっても、発注者が工事の継続性、安全管理及び工程等に支障がないと認める場合に限り、監理技術者等の途中交代を認めるので、受発注者間で協議すること。

1-1-13 ~ 1-1-14 [略]

1-1-15 ICT活用工事

（受注者希望型）

1 [略]

2 ICT活用工事とは、次に示す①～④の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とし、⑤三次元データの納品を行うものとする。

なお、受注者の希望により部分的なICT活用を認めるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3 [略]

7 ICT活用工事の実施に当たっては、本仕様書及び「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」等によることとし、疑義が生じた場合又は記載の無い事項については、監督職員と協議するものとする。

1-1-43 環境改善の実施（工事編）

工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組まなければならない。

1-1-44 舗装切断作業時に発生する排水の処理

1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。

2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第2章 ~ 第3章 [略]

第3編 その他

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 ~ 1-1-11 [略]

1-1-12 配置技術者等の途中交代

1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

(1) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点

(3) 一つの契約工期が多年におよぶ場合

[追加]

2 上記1のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

1-1-13 ~ 1-1-14 [略]

1-1-15 ICT活用工事

（試行対象工事とする場合）

1 [略]

2 ICT活用工事とは、次に示す①～④の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とし、⑤三次元データの納品を行うものとする。

ただし、①、③については、受注者の希望により実施を選択でき、②、④及び⑤を必須とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3~6 [略]

7 ICT活用工事の実施に当たっては、本特別仕様書及び「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」等によることとし、疑義が生じた場合又は記載の無い事項については、監督職員と協議するものとする。

[新設]

[新設]

第2章 ~ 第3章 [略]

R06.03.25(農地整備・農地保全課長通知)
R6.4土木部改定11-7-1-3

農業農村整備事業
ICT活用工事施行要領

R06.03.22(農地保全課長通知)
R6.4土木部改定1-1-1-45

R06.03.28(監理課技術管理室長通知)
R6.4土木部改定1-7-1-28

